



塔

院

南無

增 5
508
4



15
508
4



志何り初是る四

酒家の趙賊唐治父と同孫乃人小教ふ賊見才おつて
物取ヤし六籠する二い今らくみを報しる者然しと思ふ
物多に婦いはしる感懐と懐く自力其と悔て籠家と候
多十余のいりりくも甚便を得り一後部等に過
事ありて恨くこれと刺殺さるる縣小詣て曰ふ妻父の仇と
報しる事は何れを報しる者必さらき是律に之
まれ所を刑不就一と不福祿乃長其孝
を感し我賊のあれは汝を刑不處せしましあらむを
一印後と併て汝と併に亡さんとら婦肯てそくぞ

正言と失せりゆ多しと云ふ

可汗と名をとりて日磧と密堤谷蘇と麻呂阿比と胆脂

龜茲と丘慈身毒と指竺くつゝと名も多しゆ

吾我國より山城の言を以て西と云ふは倭語也

發音よりよる所のうづい物も此よりなきては後款とす

中以上内教弘の言にも 中列記二

北条善徳の言に記されありと信は神邦

と云ふれしは其の地の中と云ふの傳に云ふ所の

やくらうと云ふは内氏に代り周列山に住り教弘を騙

りてありしは後と云ふは多造り無用の後法師と教

百人を其の位とせしむるは後法師と云ふは

ふふ自内をいふは後法師と云ふは

尾張國愛智山田兩郡司兼社大祓宣尾張忠命

右朱鳥 ゆらま食 三月廿一日宣旨以同廿八日到東備以云白鳳廿一

年十二月一日被稱契田大明神 梅元元年 衛崎入會

愛知郡衛崎松炬鴻機綾村 二年 契田大明神 二年 大神者云大化二年

五月一日天下御坐 此土天下奉程行向草木自英不燒枯

者号遊行雜草大明神 雜草 即 隨身源佐尾

郡司尾張忠命治頭伊勢尾張福種御子花根御子孫

西一海部郡司守部度谷元長祝部官九等

根本富国尾張氏之六郡從獻公（ヨリツラシ）家譜一宗令勅執印自今

以降位致代十勅兼務（任疑ラクハ経リテ一ノ子欽ノ事ハ在リヘシ兼ハ威ニ可作）

就中遠祖磨檀大隅兄弟三人建國肇郡（建國）献賦貢祝（スダテラ）

宮前定回南小町内（梅是六化三年五月也）号熱田大明神

天照五鏡日本第一之賢所者神是我也（者字神ノ字ナラ下アルヘシ）

奥書云

右件官存朱鳥元年六月十五日庚寅日宣時到來奉安

神輿於御宝殿至干正文者奉置御内院於案文者

官幣使等粗録載大神昔御記宣旨并天下御本末為

將來後世奉書傳耳敢不可及外國奴力カ々々矣

長寛二年八月九日

右丹波守尾張宿祢仲頼の家系即熱田奉記とは是之介

其内を抄して遺忘に備ふ彼一巻實小古物にして長寛

此巻毫ふふく一紙を以て書中正位の新院朱鳥之奉進

ノ如ク見申又奉幣使等の此に海平橋菅等あり朱鳥の

時此此ありと又中納言宰相等の号あり文武の時此

字にあり疑らく後世の事と書し一なる物ありと

丙戌秋九月廿七日尺之の書し一以て疑と傳ふと

○同長寛勘文何日二條院長寛年中紀伊国司平兼守

後系忠重今日代右馬允中原清弘在廳官人三極守改等忠停
 廢熊野八代庄板葉務亦奪取年貢或追捕在家榻取神人
 或禁其身割其口事狼籍甚矣眾狀推究之律盜大社神
 物者為八虐一條討已決焉時天里余諸家曰大社者伊勢
 大神宮餘悉稱小社也今以熊野可準伊勢故不宣勘定
 之於是各奉勘文即輯錄之各曰長寬勘文所謂勘文
 論伊勢與熊野之神威優劣如何大内子村弘心氣應二年仲夏
所述長寬勘文或問
 右勘文の中若一王子神未詳一曰天照國照彦天火明櫛
 玉速日尊天道日女命と妃とて天香諸山命と也
 天降りしカッカリヒコノ
名く又諸倉下命と云

天降りしして紀伊國熊野邑坐す天照太神の曾孫の神
 之れ若一王子と稱す可しつと梅子らに倉下命の神の
 社ありと稱す若一王子と稱す天照太神の少のりつと
 熊野の初良人とい或同に其孫ありと旨と記せり
 大嘗礼記祭統曰外祭則別社是也外祭別大嘗
禘是也我國大嘗令之本之者也
 元禄十年和列所在の前王田陵更として其圖方境と記すの
 柳營乃所府に奉りしめたる其圖鴨利本氏家に在り祠宮
 或國の手飢餓の巧者と府下に集粥と煮て施しにひん
 飯を呪とも或説けりして多食死より更之れと云て曰
 可ハカミテ禰行草子食日久し可しに俄不温體と食ひ腹中

カシ水 故に自死しけりしとてあきてり其国の先
者これと因て曰痛哉凡と李世国と治る人貪相せし
剥脂推髓の奸吏とて争利の政をまじし其惨劇督促
小破百姓を驅逐して流離顛沛の極にせしむも惶惶にして
鄙音に身すし一逐小隘頭北面を仰て人の殘念を乞ひ
あつハ身命を免む溝壑に散れ椋野と蔽て死骸
ひりりし貪夫の劍をひりりしむる室ふるにのまら也其計よ
惠をひりりし施粥の政を令すとも其法をまじし其
厥其地と操りし一河下漫る竹井穀をひりりし
濁水と飲ひしれし一河下漫る竹井穀をひりりし

衣を興りしものもあつれしを流す迫りて死す夫橋多しりて
あつ日百もしりしれ其甚る又河河の中は之を死せし
又如鴉の仁心以て常に食苔の困窮を恤むし其も氣運あり
きあつ一年饑饉ありて處多し者流るし饑寒に及び
とまらし河の強靡を煮て絮服の民に与え衣と施して氷凍の害
と救ハ又荒政の一あり其一徹言ハ水流の上に氷を求むと
りしりやいし風をひりりし其業を授け
したるに食らるるも其め上あつるを令せり其荒政
要覽のちに施粥の法とりし尺くしりされ民と治る者
あつ人あつるをす前ふあつすと云ひりりし人の治りし

やふらふらとありひゆるてこに沈む患 雖不能周於人惡
當常在於身と薛文清公のれいひくを之復すなりし

。格様ハ俗町す凡とふ中徳同と扱とれ、五凡とす凡

れ也一鄭玄月令の注に夜禁ありし一リとも弘景の誤

ありと辨せり宗爽曰五凡其殺の徑寸長寸二寸又り上徹

四下尖長七寸熟す 紅布色 殺中子 燈婦の頭のと一

木中鉄あり 格様と苗凡とも云五凡と老鴉凡と一とて時殊

り色赤一 鴉喜んふらぬ凡 俗に赤電老鴉凡と名くと

一と一とす凡老鴉凡の種より呼に赤布中にくりす人に

すくむ

。或人曰集解和書に君子ハ方ぬ止むとゆす一と 意もとら

毎く物うらむとせをす 物後止むと説く一とれとい意をハ

必心あるもの人しとく。云々也。一と。せむ合ありし。一と。是あり

大後ありして昔一と。物す 何方すある止而意之の語平

常此交用いせ。可也。一と。平曰可也。必一と。可とす。一と。ん

凡事ありハ只此に意を云れ事の語とせをりれ。薛文清と

ハ。あるれ一。凡事あり止意す。一と。君女の。之倫にありて

亦此のとありて。君者とありし。一と。あり。や。そのは。の。あり。

れ。あり。心。術。に。害。あり。能。あ。て。又。人。一。拍。函。挿。に。在。周。

語を辨。り。これ。流。し。其。意。を。理。會。す。一

○丙戌の春我府卜々身と割裂たり。工人あり長崎死して男子一人
 あり其死甚るるの別を辨し譲りて而も又互に怒り心し
 ありし其秋干魚を賣物高高なり久病に臥して死せしす
 其死に代へんと祈りて之の看愈りるとも嗚呼浮の二醉
 包買にして芽不芽あり鄙均の嘆ありしそ是不為淫れ後
 孝もまた死を争ひ其の妻勝善に其の命に代はんとせしなり
 とありし人書して人の命に代はんと欲せり世の又是れを去
 福を念居れありし之も多し然れども竟對し多うて同胞の親戚
 忘る彼福高に死ししとせしや世は友愛芽殺の者あればし更
 以て人之知同布し而稱するものと似らくせず嗚呼恨む可哉

孤竹昆季互遊逃 金匱一書祈代死

人性乃古非不同 字流莫徒轉古紙

○白茅の俗所謂しは多し本草綱目と考へて之し

茅針ハつる也 万葉集に茅針と書せり

緑茅

時珍曰昔松葉長白軟如白而有力節俗呼緑茅之傳
 俗一毛と云ふ緑茅の柄俗多し後葉と一毛と判すハ
 松葉の葉にして一毛のみのハ非なり也

○月見のそだつるそとあそびありぬらむげと祇守の
 山は霧こめを遠山のまふるのどきし物とあや
 みくしられきてやくらうあう新夜花けし
 窓に照るうしれりくれらるれししゆハ

長く旅をなれば身も心もさびしき事不分明にておぼ
道に命後山月十のちの九日十の國事安んじし
祈禱三月十の二迎し河津城三月十日始にちかき
法事長安の町にあらはれし道法を傳へて久大
檀越らとまじりて法事ありし檀越に道法のよき道に
ついでありて被相違して交納多し
附身もあらはれし檀越に迎き登る檀法の可き法事
右にた逐逐縁且又十年紀法も能く在る相違意之急を
可く守いむいふ法流みちにおぼせり

寛永二年八月十八日

平河連判

右の迎年たきると法流もいれと淨流もいれ 幕府の
有司も此とけ流事と双方にきり事柄もよくし此年天
の像にあらはれ同流の所敷も女の令ありとも互に
と淨い流にのみけり

○寛整院忠云 天野の家 百五十回忌之辰茶

薦一辨香

追尋残夢寒阜 恍忽見漫空鶴羽翩
岩嶺松高合 旧翠 風音一百五十年

之世しり多るる幸のね幸の事ゆらふる

西戌十月廿九日

日房孫藤信景百拜

○或人少く平の陰をとりもれ可と書ふ所ゆり後をも

言ふれ

江正千里或極望眼天味は

秋風一片苦重音情露泣衣

○爰至秀々を俵後としくす 不經 俗後中比

くろくや寧ハち和國田系とす所にて生れ

らる一石切居のそと所して田系後を号

し多れとあり

○ち和國海と和漢國社の祠友宗氏と具社乃

多海社とるの所しと宗氏同家と説く所

く後ハ國社韓社白日社云社とす

此中白日の社と社氏の名あり 雜 の社と

りいゆ又一説は素 素 或 或 爲 爲 言 言 大 大 夫 夫 己 己 奈 奈 白 白 日

の社と社とすゆ 社名 社名 率 率 川 川 阿 阿 岐

社社とあるハ高社 高社 の事なり 率 率

川 川 乃 乃 社 社 沙 沙 子 子 社 社 と と 降 降 して して 社 社 せ せ け け ー

沙白の社を降の社也く漢國の社ハ社名式ハ高社同社社とす

○たはあしうていしてす月日そありとすを社名也

予講唐鑑至憲宗崩執書法依通鑑綱目辨之

唐鑑曰暴崩於中和殿時人皆言內常侍陳弘志弒逆

通鑑綱目曰上暴崩於中和殿時人皆言內常侍陳弘志弒逆發明曰時暴崩者一以著大臣不能究詰之罪一

以著嗣君不能討賊之罪

○考異曰當書內常侍陳弘志弒帝于中和殿尹氏發

明疑非朱子之意且于前後書法皆不相件

○信景按スルニ發明ハ綱目暴崩書シ目弒逆ノ傳フル見テ

謂之攷考異晉孝武漢平文筆ノ崩ニ於テ皆弒ノ書憲宗

ニハ崩ノ書スル一是唐書ノ文ノフニ録スル者ニシテ朱子ノ定本

非スト疑ヘリ且大和九年陳弘志伏誅トアル目ニ討元和之礼

アレハ朱子豈ハ崩ト書セヤト以テ予謂晉帝及ヒ漢平隋文ノ如キハ

即日弒逆ヲ知ル人多カリシ故弒ノ書シ憲宗ノ礼ハ十二年ノ後也

著ナルヲ以テ先崩シテ大書シ時人ノ凡庸テ分注ニ載テ兩ナカラ漏

サズ且昌黎ノ下子根ヲツクヘシ史ハ當日ノ記綱目隨テ書シ其

疑シ傳ノ報索敬東文宗三代ノ後大和九年李訓謀テ陳弘志

討元和ノ乱ノ為ナル由ヲ記シ又胡氏ノ言ヲ引テ陳弘志弒逆ノ由

明ハ必其罪實シタニシテ市朝ニ肆ニテ善カルヘシレテ暗殺スルハ乱賊

ヲ討スル道ニ非スト云ヘク然レハ十二年ノ後ト云ハ陳氏カ殺セシト未明

ナル者アリシカ若考異ノ如ク直ニ弒帝シ書セハ分注何時人皆

新ひあふく

○康安元年仁丹在東夏義長勢列長形筆跡の時文和五年より二十二年の事

上汲在馬次氏光頼朝の子に母孫長久忠子和山を以て直札今峯驛河光汲光并

之仁丹を属せし和山を奉つて言及して或は二山ありし

降り刻く足代氏光を降義せしと使としてせしは氏光

後より中への世のありて故文を引之しして

連りし枝の皮をあらりしよふは元の喜子と云ふ

と年ありしをいふ人かたしはとあるよの事いふらん

○和山より勢田ありしを客人卯枝を奏し信濃河川と

上屋代氏踏歌の碩を唱へし中子の神人北報新と振るは

さぬいし 昔をいふらんそのゆゑより又われはりしを

取しし平のまゝなりてやいふ可く神にさしと云ふは

可しけりて

蓬萊宮裡戴花暄 春敲門頭垂柳新

宝鼎更着太平日 踏青廻聖躍金麟

今客人の歌詠あはれり 言ふもや昔歌曲也

和んまゝらりて 万春樂歌

枝ノ年

たげの木の枝のほめりて花をよみれをいふやあはれ

物とはやうせりたての

詠ありあがつらん

一より一とせや中言たる也今在るありや

○明和元後ち法心寺也十六年二月廿日 幸せ下海池院水運日
幸とせせ一経解の後より波水のちよ及い后妃後位を廢し
或威と兼相を絶しちりし一閃の電光も波に流るる多し
のゆゆふりゆゆと切しめればちよとけりゆゆと
○神皇の御代大正御代も長名下御より張能の御とて堂備
八まふ此御もて死すや年比捨此のたふ法皇を因り絶をたぬと
一より依列今山のよりして万々をせし一死後子好せ取れり
子れ首と切れ回轉して刑せられ長女驕の竹う神に或國法
強り 信玄は盲人也 其妻の子と傳也 と存る云一死後これよりと籍しゆふ

破善の筑前守判事一主又春海を極し 萬事とくや吟吟
多りくして貪婪とす一高りよ今と接て一死後とあり共
長身と長いよと老も人しれ一多し到りて将入の室一時子教
亡して辱とたりし孫や名も小人のあやうと福也
○丙戌秋中修驗中人衣付安樂のゆき 何れは善高 と再興せし破法像
胸内は西和元年十月十日の字ありし像は新基所作とて之を院
法了並無の時す一と及いゆと百六十年の後又死光を新し
ゆゆとる或方の望之表ありと人となすゆゆとる
○濃列或伊勢河村よ不立とて移居る自之の智のゆゆ
あふゆゆとる一移り破法を曲るる山崎新基の後法を不歸

つよみれてあふせ白く庭の梅

この冬句を備してあふれしものの中より多しは竹葉其間
の年此の如く人分りし方の梅も河体量もさうなるをさく竹とさ
のゆふ人とゆくと梅のゆりし、梅とさうゆれもさうゆりすあ
言ひさくきくゆふとさうゆりしとさうゆれしてさうゆり
のときとさうゆりし

刻みこふあまの内よりあふれしものの中より多しは竹葉其間

○ 甲比山法師より

川をわたりてあふれしものの中より多しは竹葉其間
くーをさうゆりしとさうゆりし

ぬりのりさくゆれしものの中より多しは竹葉其間

○ 春日井野尚井村九修村平田寺の同修平田村の修平田伊之

某番のまき場 河まきと平田 ありてあふれしものの中より多しは竹葉其間

快岩知志五息しそ修平雲和あの中興の宗徳とせし

曹洞派下代修平とありてあふれしものの中より多しは竹葉其間

思惟の河修平のあふれしものの中より多しは竹葉其間

平田伊之とありてあふれしものの中より多しは竹葉其間

関せり思惟と傳りし人これとせし

○ 黄山谷謂周子如光凡霽月。鄒迪支謂延年如冰壺秋月

○ 皇統弥照聖王羽 カレハハダノミカドハ訓ス栢原天
白王也

○ 姓氏録の序ニ有リ桓武天皇の御事

○ 天智天皇即位九年庚午編造テ戸籍人民氏骨各得其宜
孝謙白土皇太子氏族志嵯峨亭弘仁姓氏録等代々改正不絶

○ 幽斎玄旨 細川忠尚之稿
源友孝録

征夷大將軍源義朝之四男 攝義輝之次鹿園院固高次
一身院天皇寛政元年相良母還

翠軒義賢の女 版川好
依の好也 万松院殿の女也有り 後子之園

河内守之姫 一 時友孝も得たりて之園の継子也

○ 相國信長公は幼て其母の屬一又 池田公は

○ 相國信長公は幼て其母の屬一又 池田公は

○ 相國信長公は幼て其母の屬一又 池田公は

まじせしれ一或印のいりしれのみよ阿才海新は

○ 相國信長公は幼て其母の屬一又 池田公は

○ 相國信長公は幼て其母の屬一又 池田公は

○ 相國信長公は幼て其母の屬一又 池田公は

○ 相國信長公は幼て其母の屬一又 池田公は

○ 相國信長公は幼て其母の屬一又 池田公は

○ 相國信長公は幼て其母の屬一又 池田公は

○ 相國信長公は幼て其母の屬一又 池田公は

○ 相國信長公は幼て其母の屬一又 池田公は

○ 相國信長公は幼て其母の屬一又 池田公は

幽斎翁ノ一

幽斎翁ノ一

石田之函出札の時彼名多し候事の口決と云ふ事

とて幽斎翁

し今し明子の世の年よの終とのいす 其の事

い時の直を我^前下^下に修女の事^前に細てあり

。まゝの好織石田之函に列石田村の暮夜依之つとあり

の子母の名を依之つとあり 十^歳の時の年候あり候事

いよとてまゝの事 一^歳の時の年候あり候事

此を電也 一^歳の時の年候あり候事

中河りし御名を空見たりして挙動候ありしと云ふ事

候事候て沙例に候事 巧言令文他は是なり候事

今い治承も也庸せられ候事 候事 候事 候事

二十万の地と封せられては長は山の地を候事 候事

御心一^歳とつて一^歳の時の年候あり候事

み事あり候事 候事 候事 候事

此を候事 候事 候事 候事

世を候事 候事 候事 候事

候事 候事 候事 候事

候事 候事 候事 候事

候事 候事 候事 候事

城を以て一時を以り此終終に取す一今浪高用し又あり形
洞上諸多をせり其の物更とらうして山野は少の終は井田の坂
られ浪高の待せしむるに一月の少の長安を惠瓊と
俱より主所と流され河ありて首と削られ加と万世の終
高を以てせん凡そ其邪中して其電あり其の和廣を以て終
とくそと下一人し多の事をとらうして一とあり

○関の東の段の時 池を以て流運後よりし一東屋尾をよ
集りありし後事左に河れとらえ攻へきとて衆兵一とせし
也村敵の城と流はうして上をたにさしうこれに流の東運攻
せすしてりありとらうと流敵のありてせと流高を以て

破敵の池と流し一を流の東屋とをえありしとあり
石田の企を以て一旦流しとて秀家秀元秀祐元中納言
ありしとらうとらうとらうとらうとらうとらうとらうとらう
又ありとらうとらうとらうとらうとらうとらうとらうとらう
しを流しとらうとらうとらうとらうとらうとらうとらうとらう
とらうとらうとらうとらうとらうとらうとらうとらうとらう
すものありとらうとらうとらうとらうとらうとらうとらうとらう
今も流あり軍令統とありとらうとらうとらうとらうとらう
忽も流ありとらうとらうとらうとらうとらうとらうとらうとらう
村鋪とらうとらうとらうとらうとらうとらうとらうとらうとらう

お海ありし。此等の事あり。申も。大なる事ありし。こや
まは。佐藤八郎相國公の。瑞孫。家来の。伊勢。北守。一と高。り
好。謀。ま。堤。り。れ。し。あ。事。あり。物。は。神。を。新。く。つ。て。成。り。し。
瑞。孫。の。命。し。て。攻。め。た。ま。よ。し。あ。つ。た。政。務。を。自。ら。治。平
と。攻。め。り。し。神。を。治。め。し。怪。し。む。ま。あ。り。し。し。ら。し。
あ。つ。た。の。事。あり。し。こ。と。よ。や。く。成。定。ま。な。せ。し。

○ 政。平。攻。め。の。時。法。將。之。冠。傳。の。美。院。院。を。ま。か。さ。り。宗。洋。派。あり。し。
池。田。輝。政。也。入。則。り。り。れ。し。こ。と。あ。り。し。某。派。の。庭。を。ち。り。あ。り。し。
和。内。也。し。輝。政。也。と。い。ふ。事。あり。し。申。も。あ。り。し。申。も。あ。り。し。申。も。
河。内。の。海。を。治。め。り。し。こ。と。を。傳。へ。し。し。ら。し。美。院。院。を。こ。の。時。に。し。

信。長。と。い。ふ。事。あり。し。美。の。法。は。よ。お。し。ら。し。ち。の。事。あり。し。と。い。ふ。
池。田。の。事。あり。し。と。い。ふ。事。あり。し。又。法。將。海。内。の。事。あり。し。福。を。治。め。り。し。い。は。ら。
此。水。の。治。め。り。し。は。美。院。院。と。い。ふ。事。あり。し。と。い。ふ。事。あり。し。と。い。ふ。事。あり。し。
こ。の。事。あり。し。と。い。ふ。事。あり。し。と。い。ふ。事。あり。し。と。い。ふ。事。あり。し。と。い。ふ。事。あり。し。

○ 神。在。り。し。海。内。の。水。神。也。あり。し。信。長。の。治。め。り。し。瑞。孫。の。治。め。り。し。
先。に。ま。り。し。今。川。の。事。あり。し。と。い。ふ。事。あり。し。と。い。ふ。事。あり。し。と。い。ふ。事。あり。し。
伊。藤。の。事。あり。し。と。い。ふ。事。あり。し。と。い。ふ。事。あり。し。と。い。ふ。事。あり。し。と。い。ふ。事。あり。し。
○ 信。長。の。治。め。り。し。の。事。あり。し。と。い。ふ。事。あり。し。と。い。ふ。事。あり。し。と。い。ふ。事。あり。し。と。い。ふ。事。あり。し。
申。も。あ。り。し。と。い。ふ。事。あり。し。と。い。ふ。事。あり。し。と。い。ふ。事。あり。し。と。い。ふ。事。あり。し。と。い。ふ。事。あり。し。
て。申。も。あ。り。し。と。い。ふ。事。あり。し。と。い。ふ。事。あり。し。と。い。ふ。事。あり。し。と。い。ふ。事。あり。し。と。い。ふ。事。あり。し。

継説也

二番トハ聖田相殿土座ノ内才ニ番ヲ云普通ノ説ハ才一
天照太神才ニ素多馬尊ト云秘説ハ才一素多馬才ニ福田雄之

此本尾張宿孫仲頼家藏也

近松鷲美山形系圖

藤原
通實

太師九孫近松美濃国山縣郡住持其地於太師宅村

松殿之息生近江故長近松

家高

近松太師

土岐判官國村女

國守

右馬允

屬土岐頼貞

光氏

豐場二師

養場光俊養子

道鳳

室一少附法

安定

近松源太郎

安頼

土岐家人

孫々所 文和二年尾張台戦 子京燈尾打死

宗長

山縣三郎

宗守

孫二師

女子

外山遠江守素

頼重

修理亮 官方

頼直

鷲美孫二師 應永ノ頃ノ人
信列大河原台戦打死

安武

新左門

某

大膳亮

某

石衛門
三列武節佳人

頼貞

白木三郎

某

片民部

梅松殿者蓋大政大臣基房公孫基房依清盛之惡逆在迂

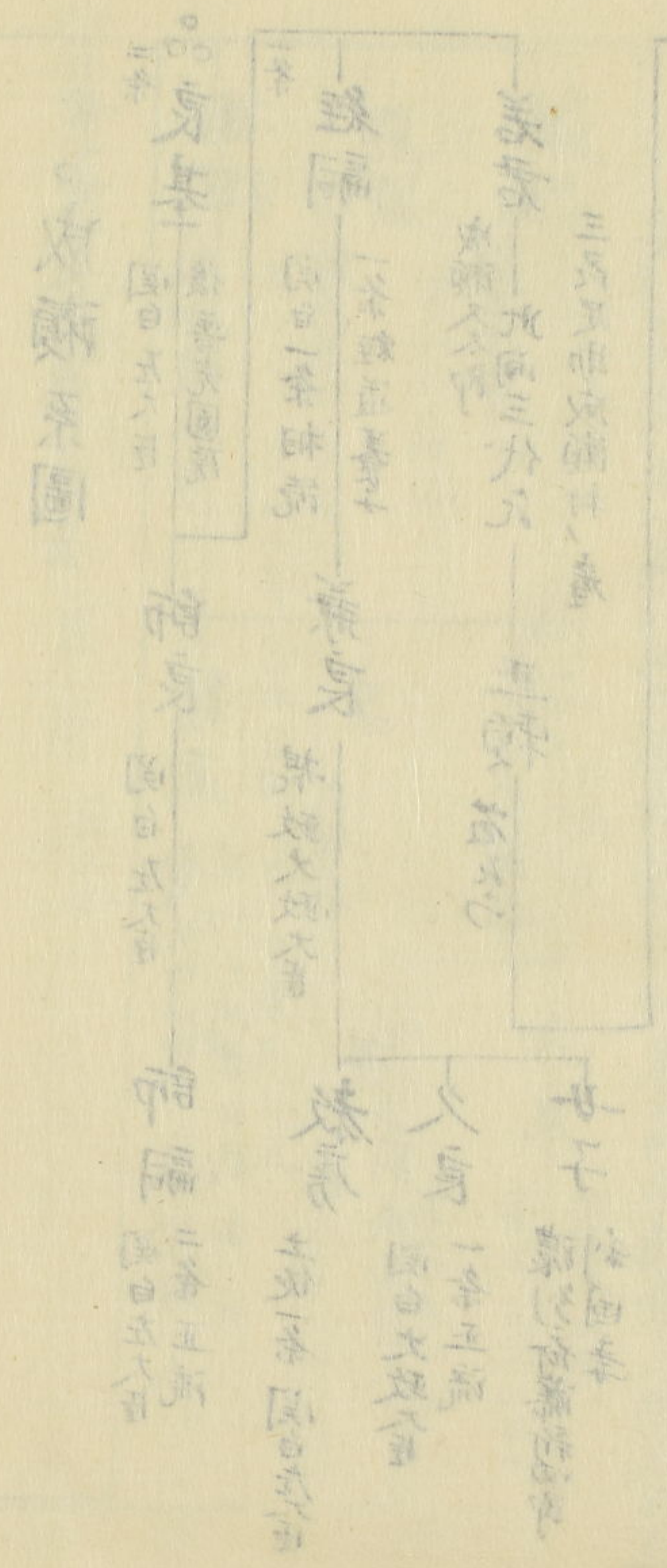
備前国後飯京寛喜二年十二月八日寛弘十六年早於菩提院

譜と梅子乃子相殿其房公の姫を本多義仲推して取付

義仲死後尼となりて法列山縣郡子隠居セ

此の世に於て凡そ人を知るに
 其の世に於て凡そ人を知るに
 其の世に於て凡そ人を知るに

五善 善行 六



五善 善行 六

